関係業団体の長 様

西条市役所 財務部契約課長

工事関係提出書類の一部改正及び押印廃止について(通知)

日頃は西条市の建設行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。 さて、工事における受発注者の業務効率化を図るため、工事関係提出書類の一部 を改正し、併せて契約及び工事関係提出書類への押印廃止について、下記のとおり 取り扱うこととしますので、貴協会員(組合員)に対する周知をお願いします。

記

#### 1 通知内容

# (1) 工事関係提出書類一覧表及び参考様式の一部改正

各種提出書類の種類や提出要否及び提出時期等を整理しました。 ※詳細は別添資料1をご参照ください。

# (2) 工事関係提出書類の押印廃止

受注者側から提出する工事関係書類への押印(※1)は、原則廃止します。

## (3) 入札・契約関係書類の取扱い変更等

ア 押印廃止について

別添資料2の提出書類について、押印を廃止します。

イ 提出書類の取扱い変更について

(7) 課税事業者届出書

不要とします。ただし、免税事業者から提出する「免税事業者届出書」は従前どおり必要です。

(イ) 契約の締結申出書 不要とします。

(※1)押印とは、社印、代表者印、現場代理人・主任技術者・監理技術者等印、 測定者印などをいう。

### 2 適用日

令和3年4月1日以降に契約する工事を対象とします。

# 3 その他

押印しないことを強制するものではないため、従前どおり押印された書類も受付します。押印を求めない書類については、担当者が責任をもって内容確認を行った上で提出してください。

工事関係提出書類一覧表につきましては、市ホームページに掲載予定です。 参考様式等もホームページからダウンロードして使用できますのでご活用く ださい。

### <お問合せ先>

西条市役所 財務部 契約課 0897-56-5151 (代)